

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
令和4年(2022年)11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

(1) 第3条第2項第1号中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め、同項第2号中「100分の215」を「100分の225」に改める。

(2) 第3条の2第7項中「、第14条」を「及び第14条」に、「第16条」を「第15条」に、「第13条第1項」を「第12条第1項」に改め、「いう」と、「」の次に「退職手当条例」を加え、「(除く。)」を「(失職)」に改め、同条第8項中「、第13条」を「及び第13条」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「者」と、「」の次に「退職手当条例」を加え、同条第10項中「により」と、「」の次に「退職手当条例」を加え、「(除く。)」を「(失職)」に改める。

第2条 札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の167.5」を「100分の165」に改め、同項第2号中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、札幌市職員給与条例の一部を改正する条例(令和4年条例第号)の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市特別職の職員の給与に関する条例(以

下「改正後の特別職給与条例」という。)第3条第2項の規定は、令和4年1月2月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の札幌市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(理由)

本市の一般職の職員の給与改定等を考慮して、本市の特別職の職員の期末手当を引き上げる等のため、本案を提出する。